



日和佐幼稚園

第16号 (平成22年3月定例会)

美波町 議会 だより

| | |
|--------------------|----|
| 就任のご挨拶 | 2 |
| 審議の概要 | 3 |
| 一般質問 | 4 |
| 意見書 | 8 |
| 議案の内容 | 9 |
| 委員会報告 | 13 |
| 老人大学開校式・会議録の閲覧のご案内 | 14 |
| 議会改革・広報特別委員会委員紹介 | 14 |



議長・副議長就任のご挨拶



議長
川尻 竹蔵

去る5月21日の臨時議会において、美波町議長職の大役をお受けすることになりました。

私にとりましては、誠に光栄でありますと共にその責務の重大さを痛感しているところであります。

町民の皆様方の付託を受けた議会として、安全で安心して暮らせる町づくりを考え、町発展の為、その責務に邁進する所存でございます。

今後とも、ご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。



副議長
岩瀬 公

この度、副議長の要職に就かせていただくことになりました。

今、内外の政治経済は、誠に厳しいものがありますが、今後とも、町民の立場に立って町政の一層の発展のため、微力ではございますが、誠心誠意尽くしてゆく所存でありますので、よろしくお願いいたします。



【2列目左より】 ● 戎野議員 ● 新開議員 ● 坂口議員 ● 江本議員 ● 北山議員 ● 舛田議員 ● 山本議員 ● 丸龍議員
 【1列目左より】 ● 向山議員 ● 影山議員 ● 川尻議長 ● 岩瀬副議長 ● 永本議員 ● 寺下議員

(第1回定例会 3月議会)

審議の概要

3月定例会の概要

平成22年第1回定例会は、平成22年3月8日から平成22年3月16日までの9日間の日程で開催されました。影治町長より12月議会以降の町政の動き、懸案事項の進捗状況等について説明がありました。また、今定例会に提案されている報告議案1件、条例関係議案8件、議会の議決を要する議案2件、平成21年度一般・特別・企業会計補正予算に関する議案9件、平成22年度一般・特別・企業会計当初予算に関する議案14件の計34件について提案理由の説明がありました。一般質問を5氏が町政全般について行いました。

平成22年第1回臨時会の概要

平成22年1月15日、平成22年第1回臨時会が開催されました。

工事請負契約締結議案1件、建設工事委託に関する協定の締結議案1件について提案理由の説明がありました。

平成22年第2回臨時会の概要

平成22年5月21日、平成22年第2回臨時会が開催され、正副議長の選挙、委員会の構成を行いました。

議長に川尻竹蔵氏、副議長に岩瀬公氏が選出されました。新しい委員会構成は、下表のとおりです。

専決処分報告議案1件と専決処分報告議案1件、平成22年度の一般会計の補正予算に関する議案1件の計3件の議案について提案理由の説明がありました。

委員会構成

| | | | | | | |
|--------------------|----------------------|------------------|-----------------|--------|--------|--------|
| 総務産業建設委員会 | ◎北山 朝彦 ・岩瀬 公 | ○丸龍 孝敏 ・舩田 邦人 | ・山本 正男 | ・戎野 博 | ・坂口 進 | |
| 文教厚生委員会 | ◎寺下 博子 ・新開 悦博 | ○影山 美雄 ・向山 篤宏 | ・江本 昇 | ・永本善次郎 | ・川尻 竹蔵 | |
| 議会運営委員会 | ◎山本 正男 ・丸龍 孝敏 | ○向山 篤宏 ・江本 昇 | ・北山 朝彦 | ・寺下 博子 | ・戎野 博 | |
| 特別委員会 | 防災対策特別委員会 | ◎丸龍 孝敏 | ○影山 美雄 | ・山本 正男 | ・岩瀬 公 | ・舩田 邦人 |
| | 病院事業改革特別委員会 | ◎江本 昇 | ○永本善次郎 | ・戎野 博 | ・新開 悦博 | ・向山 篤宏 |
| | 議会改革・広報特別委員会 | ◎寺下 博子 | ○向山 篤宏 | ・戎野 博 | ・北山 朝彦 | ・舩田 邦人 |
| | 環境対策特別委員会 | ◎影山 美雄 | ○新開 悦博 | ・川尻 竹蔵 | ・坂口 進 | ・寺下 博子 |
| | 決算特別委員会 | ◎丸龍 孝敏 ・山本 正男 | ○岩瀬 公 ・北山 朝彦 | ・永本善次郎 | ・江本 昇 | ・川尻 竹蔵 |
| 海部郡特別養護老人ホーム事務組協議員 | ・川尻 竹蔵 | | | | | |
| 海部郡老人ホーム町村組協議員 | ・川尻 竹蔵 | | | | | |
| 海部郡衛生処理事務組協議員 | ・川尻 竹蔵 | | | | | |
| 海部消防組協議会議員 | ・川尻 竹蔵 | | | | | |
| 美波町国民健康保険運営協議会委員 | ・川尻 竹蔵 ・寺下 博子 ・影山 美雄 | | | | | |
| 議会選出監査委員 | ・戎野 博 | | | | | |
| 議会議員による農業委員 | ・舩田 邦人 ・向山 篤宏 | | | | | |

◎：委員長 ○：副委員長

一般質問

◆山本議員

①国民健康保険

質問

①県内市町村の中で医療費の増加が大きいというところで「安定化計画指定市町村」に指定されているが、医療費増大の要因は何であるのか。

②今後、医療費抑制の数値目標計画をどのように進めていくのか。

●山路税務保険課長

①医療費が増大している要因としては、悪性新生物疾患の高医療費の疾病が多いこと、長期入院、また重複、多受診等の通院が多いこと。また健康保険制度の構造的な問題としては、国保加入者の多くが高齢者であり、美波町全体では42・8%の世

のように考えているのか。

●鈴木建設課長

①工事については、測量設計の委託品により数量計算、金額精算を行い、工事設計書を作成、内申書の決裁を経て、入札通知を発送。金額抜き設計及び図面の閲覧入札となる。

②工事の瑕疵責任については、美波町建設工事共同企業体取り扱い要綱に基づき、各構成員は建設工事の履行に関し連帯して責任を負うものとするとしており、代表者が窓口となつて、町と折衝にあたり、費用の割合については出資比率で分担するようになっている。

②入札制度

質問

①予算計上してから入札に至るまでの経緯は、どのようになっているのか。

②J・V企業体工事の場合、工事の瑕疵、品質等の責任の明確化は、どのようなになっているか。またメンテナンスについてもど

らの出勤推移はどのようになっているのか。また年次的に見直し検討するとなっているが、どのように取り組んでいるのか。

●濱支所長

平成19年6月から由岐地区全域が海部消防組合の救急搬送範囲に組み込まれたが、到着時間の遅れが懸念され、町独自の福祉施策の一事務として存続することとなった。平成19年度150件・平成20年度169件・平成21年度(22年2月末現在)で144件となっている。見直し検討については、根本的見地から検討作業は出来てないが、外出支援サービス事業に関連して利用できないかどうか検討したが、搬送の現状から断念した経緯がある。今後、県消防広域化推進計画の進捗状況、病院問題とも絡めながら検討していきたい。

◆寺下議員

①定住自立圏構想

質問

①阿南市と協定を結ぶ定住自立圏構想に対する町の考えは。道州制の推進に つながらないのか。

②将来、町民に負担を負わせることのないように、また海部郡の一員としての立ち位置も認識し、もつと深く検討し、慎重にいくべきではないか。

③自立した町を目指し、住民自治の向上と職員意識向上を行うべきではないか。

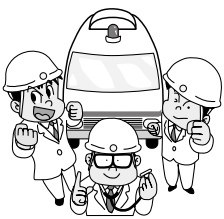
●磯野総務企画課長

①要件である、通勤・通学10%以上を満たしており、阿南市も連携を望まれている。行政の広域化が進む中で道州制推進への流れは否めないが、直接的には関係するものではない。住民の皆さんが安心して暮らせる機能の確保を最重要課題と位置づけ、

③搬送班業務

質問

福祉的機能業務としてか



取り組みたい。

②定住自立圏構想は、一部事務組合と異なり、民間機能も使った地域振興のための連携であり、国や県などの関与がない市町村が主役の政策になっていく。また、その施策を実行するために財政措置もある。海部郡の一部事務組合などの広域連携とともに、阿南市と連携をすることで、牟岐町・海陽町・那賀町との関係の良好を保つよう慎重に進めたい。

●影治町長

③町として確かな経営力が問われることから、職員研修も今年度より行う。この構想により、医療の連携・交通のネットワーク化を考え、前向きに取り組みたい。

2 国民健康保険

質問

①国保運営の現況と今後の課題は。ひとつの対策として、がん検診の受診率

向上が必要ではないか。

②滞納者への徴収対応は。
③子宮頸がんを予防できるワクチンが注目を集めているが、公費負担などの美波町独自の施策は考えられていないのか。

●山路税務保険課長

①平成22年度の国保の財源不足の見込額は9,500万円であり、基金も底をついたため、国保税だけで賄おうとすると被保険者の負担も増大することから、一般会計からの繰入金により激変緩和措置を行い、税率を設定した。また、抜本的な対処法として、例えば都道府県単位による広域化等について検討していく必要がある。

がん検診の受診率の推移は、胃がんと肺がんはほぼ横ばい。大腸がん・子宮がん・乳がんは減少傾向。現在は特定健診と同時に引っついており、受診しやすい体制となっている。各医療機関等と調整を図り、広域化すること

で受診しやすい体制づくりも整えていきたい。また、引き続き戸別訪問による受診勧奨、各種機会をとらえての簡易検診を行うことで、健康への意識啓発に努める。住民福祉課とともにがん関係の講演会の開催や、医療費分析結果を用い医療費の現状を住民の方に広報周知し、予防への関心を高めていきたい。

②新年度からの税率の引き上げにより滞納者が増加するという懸念もあり、引き続き全庁体制での徴収を行うとともに、差し押さえ等の滞納処分も辞さないという強い態度で臨んでいく。また、資格証明書の交付も厳正に対応することにより負担の公平性を図りたい。

3 社会教育

質問

①社会教育充実のために、どのような施策が考えられているか。

②町づくりは地域に生きる

価値観をしっかりと持つことから始まると考えるが、地域活動の促進についての考えは。

●岩瀬社会教育監

①方針として、県及び各種団体との相互連携により、学習内容や方法、さらに公民館、図書資料館、博物館、ふれあいホール、資料展示室、B&G海洋センター、総合体育館等の充実を図る。生涯学習、人権学習、地域活動、青少年健全育成、健康増進と体力づくり、芸術及び文化の推進にかかる事業などの、各種事業を実施することにより、青少年から高齢者にいたる幅広い年代層の方に学習機会を提供し、参加いただいている。新たな学習内容も検討し、社会教育の充実に努力したい。

②地域活動の促進として、現在、地区館対抗イベントの開催、地区公民館での人権問題懇話会の開催、子ども会活動の活性化、町民運動会、各種ス

ポーツ大会の開催、文化講演会、文化祭、趣味クラブの発表会などの開催の呼びかけ等を中心に実施している。地域に入り込んで、さまざまな地域資源の活用による活動には至っていない。

●影治町長

②地域づくりには、人々との絆も基本になっていくことから、地域づくりの協力隊という外部から3名を招聘して、地域の人とともに活性化の取り組みに努めていただく事業を行う。それぞれの地域が地域資源の再発見につながり、生き生きする地域になっていただきたいと思います。



◆ 戒野議員

1 行財政改革

質問

①町のホームページの作成、維持更新料など毎年コンピューター関連の保守管理委託料が増えてきているが、保守職員のスキルアップや育成を図り、自らが行って財政負担、ITコストの軽減を図っていくべきではないか。

住民基本台帳ネットワークの導入費用とカード発行数に対する費用対効果のメリットが疑問であるが、今後、どのように取り組むのか。

②財政の健全化に向けてのプラン策定や、事業の必要性の仕分け、見直しを当初予算策定前に住民の意見を反映させる形で、学識経験者を加えて行い、機構の改革や事業仕分けの取り組みが出来ないか。

磯野総務企画課長

①コンピューターシステ

ムは住民基本台帳を始め年金、介護、財務など31のシステムを活用しており、職員削減にも効果を発揮している。昨年の電算システムに係る保守点検費用は1,035万円で、安くはないが出来る限り低コスト化に取り組んでいる。

財政健全化へのプラン策定については産業振興の町づくりに取り組むことで、自主財源の確保と、滞納対策に取り組む。

● 中東副町長

②行財政改革を進める手法として事業仕分けも必要かと思うが、まず、事業計画を出して予算査定段階でその費用対効果を検証し、より効果的な事業が実施できるかチェックを進めている。

国が行っているような公開の事業仕分けについてはまだまだ課題もあり、今後の検討課題である。

● 田川住民福祉課長

①現在のカード発行枚数は

141枚でまだまだ十分な普及に至らず、投じた費用とサービスの効果を問われれば、まだまだ比較しがたいものがあるが、将来の全国的な広域連携を図り、地方分権の進展を図るためには必要不可欠かと思う。

今後、十分な周知を行い、証明書の自動交付機とか、図書館カード、印鑑証明書など出張所やコンビニでも置けないかなど、時間延長サービスの検討、多目的利用の導入で人件費の削減につながるよう、検討していきたい。

2 安心して暮らせる

医療対策

質問

国民健康保険条例の改正で平均11・6%もの保険料値上げが余儀なくされているが、値上げ回避の努力、制度改善への検討はどのようにされたのか。今回の国保税の滞納と約3千万円の不能欠損額の処分の国の補

助金への影響はあるのか。法律で定められている減免以外に町はどのような減免をしているのか。

低所得者層に負担を強い均等割りから応能割へ見直すべきではないか。

資格証明書の発行、世帯の子どもの受診をどのようにしていくのか。

● 山路税務保険課長

滞納対策の強化として、平成20年度から全庁体制で徴収に取り組む、今後は法的措置も辞さない態度で臨む。国保制度の改善は県単位による広域化運営の検討、医療費抑制のための予防医療と健康増進政策を関係部署が連携して取り組むことが必要で特定検診や各検診の受診率をあげる広報にも取り組むたい。現在1年以上の滞納世帯については有効期限を限った短期保険者証を交付しているが資格証明書は交付していない。高校生以下の世帯についても短期被保険者証を交付する扱いになる予定である。減免の条例基準以外に町税等

を含めて基準作りを検討すべきと考えている。応益割の軽減措置が取れない制約があったが法改正があり、今後、検討していきたい。

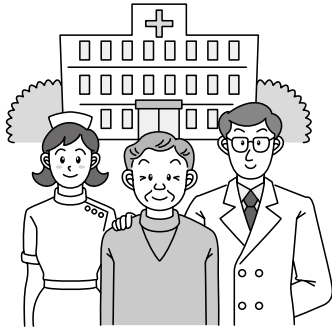
質問

エレベーターの取り付け改築がなされようとしている日和佐病院は、耐震的にも危険度が高く早期な改築が望まれるが、先送りせず病院の建設を含めた方向性を示すべきではないか。検討委員会の答申に合わせて病院づくりへ「住民アンケート」を取ってはどうか。周遊バスの運行で利用者の不便を来たさないための取り組みを考えるべきではないか。

医師の確保の具体策と増取への改革プランはどのように考えているのか。

● 影治町長

自治体が運行する「コミュニティバス」は採算が取れないので難しいかなと思いい、財政負担の少ないデマンド型乗合タクシーも検討対象としている。



平成21年3月に策定した「病院改革プラン」での経営目標の達成は困難で、さらなる見直し検討が必要で、両病院の改築の方向性は形態、病院あるいは有床、無床の診療所など、秋までに結論を出したい。

医師の確保は現在勤務の医師や病院のネットワークの中で探し、医師バンクへの登録など努力しているが非常に厳しい。外来や入院患者数を増やして収益を上げることは大事であるが、今の体制のまま医師の負担が増えて現在の常勤医師が疲弊してしまうことのないように、医師確保に努力していきたい。

◆岩瀬議員

①日和佐小学校改築工事について

質問

竣工検査等も迫っているが、中間業者が破産申し立てをしている。そのため、下請業者は売掛金が残り、手形決済ができず困っている。元請業者に管理責任を追究し、元請業者から中間業者への支払い状況や、元請業者、中間業者、下請業者の契約の内容など法的なことを調査し、被害者である下請業者に対して、元請業者に救済策をとるよう指導は出来ないのか。

また、示談書を求めそれが法的に通用することを確認の上、竣工検査等を行ってはどうか。

●丸岡教育総務課長

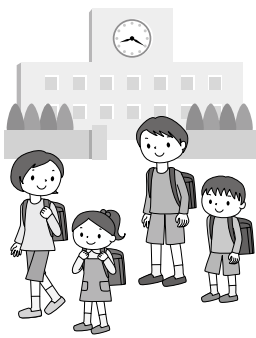
元請業者から中間業者への支払いは、毎月の請求書のメ切が15日で翌月の10日支払いとなっている。当該業者間の契約内容は、

工期が平成21年2月27日～平成22年3月10日、請負金額5,544万円。支払条件は、現金3分の1、手形3分の2となっており、既に全額の支払いが完了している。

発注者である町は、元請業者との契約であり、中間業者並びに下請業者に対する契約関係が及ばない以上は、当事者間に示談を求めるのは難しいと考えている。

●影治町長

元請業者と中間業者の契約、さらに中間業者と下請業者との契約に関する法的な契約については当事者間同士の意思に基づいたものであり、元請業者は下請業者とは何ら契約関係にないということと認識をしている。



◆北山議員

①由岐漁港改良工事について

質問

由岐漁港改良工事は、18年度、19年度と2度町から県へ要望されたが、その後放置されたままで、町民に説明もない。町はこの事務をどのように進め今後どのように進めていくのか。

●小坂地域振興室長

この改良工事は、西由岐及び東由岐両町内会から出た防災的要素を強く含んだ要望に、町が加えて二度提出したものである。

県の方も一定考えてくれたが、財政難とも重なり実現せず、今も改善される状況にないのが事態である。機会あるごとに要望はしているが、順番待ちになるのは仕方ないのかなと思っている。

再問

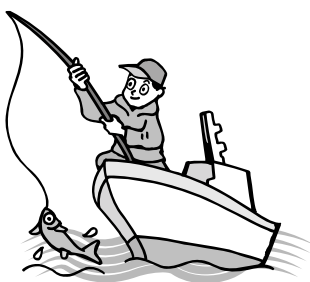
町長をはじめ「協働のま

ちづくり」を唱えているのに、住民に何の説明もせずほっておいて、今質問をしたら「そういう経緯で仕方ないんだ」という答弁だが、周辺住民の身になってください。

町民は、要望して町が引き受けてくれたら、一生懸命やってくれると思う。何であれ要望を受けて、出来なければ住民にそのように報告していれば、住民は住民で考えてくれる、それが「協働の町づくり」につながると思うがどうか。

●影治町長

全くその通りである。要望に対する結果など、情報のやりとりをしつかりとやっていきたい。そうすれば今回のようなことはなかったと思う。



2 町長のマニフェストについて

質問

マニフェストを作ること
は今や常識になっている。
しかし町長はまだ発表し
ていない。マニフェストと
は「宣言」という意味合い
があり、町民は「町長が何
をしてくれるのか」それを
一番知りたいと思っ
ている。重点施策を住民に公表して
もらいたい。

●影治町長

私の認識と議員の認識に
ずれがある。9月議会で「稚
拙であるが4本の柱が自分
のマニフェストだと思っ
ている。マニフェストは作ら
ないのでなくて、作るこ
とができない。」と答弁し、
12月議会では、具体的取り
組みについて比較的詳しく
所信を述べている。具体的
施策については22年度の予
算が私の施策と理解してほ
しい。また、予算議決前に
公表するのは難しい。

再問

町長は考え違いをしてい
ると思う。国も県も予算を
組んだら議会前に国民（県
民）に公表している、一番
身近な町でできないのはお
かしい、再検討願いたい。

3 人材育成について

質問

地域主権、自主自立の町
政においては行政に携わる
町職員の良し悪しは直接町
の盛衰に関わるが、

質問

産業振興と口で言うのは
簡単だが、実現は困難であ
る。その為には事態の把握

4 産業振興について

●影治町長

エールを送って頂いたと
思う。対話を通じて職員の
心に火をつけ、4月から政
策提案制度を実施して、政
策能力の向上を図ると共に、
研究旅費の助成も行う。

●今津産業振興課長

は欠かせない。その意味で
各業種別生産力の指数とし
て、業種別所得額はどう
なっているか。

●今津産業振興課長

各業種別市町村所得は、
公表されたものが無いので、
市町村内総生産額の数値
（別表）
を答弁とする。

再問

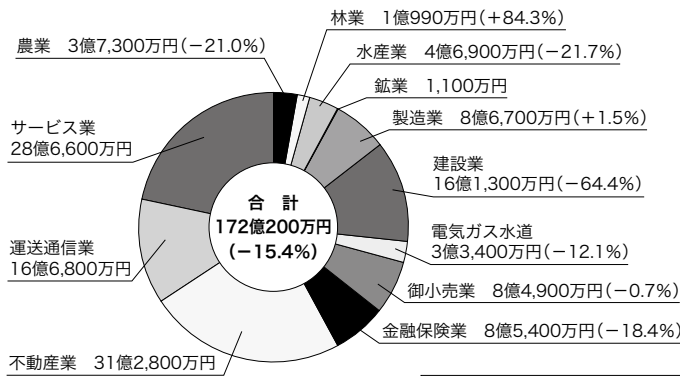
年々この様な資料を整え
緻密な検証に基づき、持続
可能で有効な施策を考えて
もらいたい。

●今津産業振興課長

年々資料を集め分析して
施策を講じるようにする。

平成 18 年度美波町総生産額

(検討形調査課・平成21年3月公表・県民経済計算年表による)



年度別県民所得

| | |
|--------|------------|
| 平成14年度 | 278万6,000円 |
| 平成15年度 | 286万2,000円 |
| 平成16年度 | 276万9,000円 |
| 平成17年度 | 272万6,000円 |
| 平成18年度 | 269万5,000円 |

意見書

- ◆持続的な水産業を確立するための水産政策に関する意見書 (案)
- ◆食料自給率向上のための食料・農業・農村政策に関する意見書 (案)
- ◆中小企業対策の充実・強化を求める意見書 (案)
- ◆福井環境開発による産業廃棄物処分場建設に関する意見書 (案)

議案の内容

〈第1回臨時会の結果〉

- ◆議案第1号 志和岐地区漁業集落排水事業終末処理場新設工事請負契約の締結
- ◆議案第2号 美波町公共下水道根幹施設の建設工事委託に関する協定の締結

〈第1回定例会の結果〉

◆報告第1号 株式会社道の駅日和佐の事業報告について

(地方自治法第243条の3の規定に基づく経営状況の報告)

町が出資している法人で、資本金、基本金等の1/2以上を出資している法人については、その経営状況を議会に報告することが義務づけられている。

株式会社道の駅日和佐は、町が資本金の55.25%（現株式総数400株 20,000千円、うち町の出資額は221株 11,050千円）を出資しているため、その経営状況を報告するもの。

【条例議案】

◆議案第3号 美波町地域づくり推進条例の一部を改正する条例の制定について（条例第1号）

(環境対策支援事業の太陽光発電システム設置補助金の額を1KW当たり10万円を7万円に、限度額50万円を30万円に引下げるための条例の一部改正)

地域づくり推進事業の5つの事業のうち、環境対策支援事業について、昨年創設された国の補助制度により、太陽光発電システム設置者の負担が図られたことから、町の補助額の見直しを行うもの。

◆議案第4号 美波町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について（条例第2号）

(町長、副町長の給料を平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間、引き下げるための条例の一部改正)

◆議案第5号 美波町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について（条例第3号）

(教育長の給料を平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間、引き下げるための条例の一部改正)

上記2議案については、昨今の地方行財政を取り巻く厳しい環境を勘案し、特別職である町長・副町長・教育長の給与を、平成19年度・平成20年度・平成21年度に引き続き、平成22年4月1日～平成23年3月31日までの1年間引き下げるため、一部改正条例の附則の一部改正するもの。（引き下げ率は、平成21年度と同率で、町長10%、副町長7%、教育長4%）

◆議案第6号 美波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について（条例第4号）

(国民健康保険税の医療給付費分、後期高齢者支援金等分及び介護納付金の税率を引き上げるための条例の一部改正)

医療費の増加に伴う国保財政の悪化による、国民健康保険税の医療給付費分、後期高齢者支援金等分及び介護納付金の税率を引き上げるための条例の一部改正。

改正内容は所得割、資産割、均等割、平等割の全てにおいて引き上げとなり、平均では11.6%の引き上げとなる。この税率改正により、約1,600万円の保険税の増収を見込んでいる。

【改正内容】

| | 医療費給付費分 | 後期高齢者支援金等分 | 介護納付金 |
|---------|---------------|-------------|--------------|
| 所得割 (%) | 5.1 → 6.0 | 1.8 → 2.0 | 2.0 → 2.5 |
| 資産割 (%) | 48 → 52 | 12 → 13 | — |
| 均等割 (円) | 19600 → 21000 | 5900 → 6500 | 9000 → 10000 |
| 平等割 (円) | 16400 → 18000 | 5100 → 6100 | |

◆議案第7号 美波町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について（条例第5号）

(日和佐小学校新校舎完成により位置を変更するための条例の一部改正)

平成20年6月議会で議決した日和佐小学校の位置について、新校舎完成により仮校舎から元の位置に戻すための条例の一部改正。

◆議案第 8 号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について (条例第 6 号)

(児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の字句(「保育の実施」を「保育所における保育」等)を変更するための条例の制定)

平成 20 年 12 月 3 日交付の児童福祉法等の一部を改正する法律の一部が平成 22 年 4 月 1 日に施行されるにあたり、美波町保育の実施に関する条例及び美波町保育園設置条例の中の「保育の実施」を「保育所における保育」などの字句を変更するための条例制定。

【児童福祉法等の改正内容】

現行法で「保育の実施」とある箇所を「保育所における保育を行うこと」に改め、「保育所における保育を行うこと」と「家庭的保育事業による保育を行うこと」を合わせて「保育の実施」と総称している。

◆議案第 9 号 美波町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について (条例第 7 号)

(国民健康保険運営協議会の委員の定数を、被保険者を代表する委員の数を 1 人減らし、公益を代表する委員を 1 人増やすための条例の一部改正)

合併時に旧町の委員数の違いから、被保険者代表を 4 名、保険医又は薬剤師代表 2 名、公益代表委員 2 名としていたが、昨年、徳島県の指導もあり、法令により各委員同数と規定されているため、各委員 3 名とするための条例の一部改正。

◆議案第 10 号 美波町宮櫛ヶ谷住宅の設置及び管理に関する条例の制定について (条例第 8 号)
(賛成 11・反対 2)

(雇用促進住宅購入による、町営住宅として管理運営をするための条例の制定)

【契約議案】

◆議案第 11 号 美波町地域情報化基盤整備工事変更請負契約の締結について

(平成 21 年 2 月臨時議会で契約、平成 21 年 12 月議会で変更契約の議決を経た工事請負契約の変更請負契約の締結)

この 3 月に事業完了予定の地域情報化基盤整備工事の変更請負契約について議会の議決を求めるもの。

(金額は 12,484,500 円を減額し、請負金額を 574,087,500 円とする)

| | | |
|------------|----------------|--|
| 当初契約額 | 543,375,000 円 | |
| 第 1 回変更契約額 | +43,197,000 円 | ・工期は変更なし (平成 21 年 2 月 28 日～平成 22 年 3 月 19 日) |
| 第 2 回変更契約額 | △ 12,484,500 円 | ・変更の主なもの (引き込み工事件数の減による機材、労務費の減) |
| 変更後契約額 | 574,087,500 円 | |

【財 源】

| | | | |
|----------|------------|---------|------------|
| 地域活性化交付金 | 16,088 千円 | 過疎対策事業債 | 368,500 千円 |
| 合併交付金 | 170,000 千円 | 一般財源 | 19,500 千円 |

◆議案第 12 号 財産の取得について

(雇用促進住宅の土地及び建物を購入するに当たり、美波町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求める議案)

櫛ヶ谷地区にある雇用促進住宅の土地及び建物について、取得金額は、総額で 54,288,150 円、取得先は独立行政法人雇用・能力開発機構。

【取得内容】

| | | | |
|----|-----------------------|----|--------------|
| 土地 | 5,440.02 平方メートル | 金額 | 20,924,400 円 |
| 建物 | 共同住宅 5 階建て 2 棟 (60 室) | 金額 | 33,363,750 円 |
| | 集会所 1 棟 | | |
| | 受水槽・ポンプ室 1 棟 | | |
| | プロパンボンベ室 1 棟 | | |
| | 機械室 1 棟 | | |

【補正予算議案】

◆議案第 13 号 平成 21 年度 美波町一般会計補正予算 (第 5 号)

(歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ 351,873 千円を追加し、歳入歳出の総額を 6,439,629 千円とした補正予算)

補正額の主なものは平成 21 年 12 月 8 日に閣議決定された緊急経済対策交付金である「地域活性化・きめ細やかな臨時交付金」で、交付金総額は 152,864 千円で歳出予算の計上額は請差等を考慮し 230,281 千円としている。今回の交付金については、橋梁の補修、電線の地中化、都市部の緑化、森林の路網整備その他公共施設又は公用施設の建設又は修繕に係る事業に限られている。

また、病院会計運営費負担金 65,600 千円、公共投資臨時交付金追加事業費として町道舗装工事 40,000 千円など。
繰越明許費として 35 事業を予定しているが、これはこの 3 月補正に計上している「きめ細やかな交付金」及び 9 月に予算計上している「経済危機対策交付金」関連の事業が主なものとなっている。

【きめ細やかな交付金事業一覧】

| | | |
|---------------------|------------------|-----------|
| ①日和佐公民館改修事業 | 耐震改修、外壁塗装 | 91,135 千円 |
| ②田井公民館改修事業 | 耐震改修、屋上防水 | 4,000 千円 |
| ③伊座利公民館改修事業 | 防水工事 | 2,000 千円 |
| ④ぼっぼマリン | 外壁改修、エアコン改修 | 34,600 千円 |
| ⑤うみがめ博物館改修 | 飼育プール、館内エアコン等の改修 | 20,830 千円 |
| ⑥役場電気設備改修事業 | キュービクルの移設 | 30,000 千円 |
| ⑦デイサービスセンター浦島改修事業 | 外壁改修、ボイラー改修 | 5,300 千円 |
| ⑧由岐支所前グラウンドナイター改修事業 | ナイター設備の改修 | 20,000 千円 |
| ⑨海洋センター改修事業 | アリーナ床改修 | 5,000 千円 |
| ⑩サンラインモビレージ管理棟改修事業 | 屋根改修 | 5,416 千円 |
| ⑪大戸 1 号線 1 号橋補修工事 | 橋梁補修 (松永宅手前) | 3,000 千円 |
| ⑫横川橋補修工事 | 橋梁補修 (向原宅手前) | 2,500 千円 |
| ⑬本村橋補修工事 | 橋梁補修 (石本宅下流) | 2,500 千円 |
| ⑭なか 2 号線 1 号橋補修工事 | 橋梁補修 (中原商店付近) | 4,000 千円 |

◆議案第 14 号 平成 21 年度 美波町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 4 号)

(歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ 14,538 千円を減額し、歳入歳出の総額を 1,329,941 千円とした補正予算)

◆議案第 15 号 平成 21 年度 美波町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)

(補正額はなく、繰越明許費を計上した補正予算)

木岐・谷裏水源地自家発電機取替工事、田井・西由岐配水管バイパス工事の 2 件 (経済危機対策交付金事業)

◆議案第 16 号 平成 21 年度 美波町漁業集落排水事業特別会計補正予算 (第 3 号)

(補正額はなく、繰越明許費を計上した補正予算)

主に終末処理場の工事請負費。

◆議案第 17 号 平成 21 年度 美波町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 4 号)

(歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ 1,840 千円を追加し、歳入歳出の総額を 277,670 千円とした補正予算)

主に上水道移設に係る補償金。

◆議案第 18 号 平成 21 年度 美波町介護保険事業特別会計補正予算 (第 4 号)

(補正額はなく、歳出予算項目を組み替えた補正予算)

◆議案第 19 号 平成 21 年度 美波町国民健康保険阿部診療所特別会計補正予算 (第 2 号)

(歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ 1,273 千円を追加し、歳入歳出の総額を 77,737 千円とした補正予算)

主に国民健康保険特別会計からの特別調整交付金の繰り入れに伴う町医師等派遣負担金等の追加。

◆議案第 20 号 平成 21 年度 美波町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 3 号)

(歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ 36 千円を追加し、歳入歳出の総額を 116,225 千円とした補正予算)

◆議案第 21 号 平成 21 年度 美波町病院事業会計補正予算 (第 3 号)

(補正額はなく、歳入予算項目を組み替えた補正予算) 入院収益と一般会計負担金との組み替え。

【当初予算議案】

◆議案第 22 号 平成 22 年度 美波町一般会計予算

(歳入歳出の総額をそれぞれ 4,427,000 千円とした予算) 対前年度比 7.3% の減、349,000 千円の減。

◆議案第 23 号 平成 22 年度 美波町国民健康保険事業特別会計予算

(歳入歳出の総額をそれぞれ 1,329,273 千円とした予算) 対前年度比 1.4% の増、19,282 千円の増。

◆議案第 24 号 平成 22 年度 美波町老人保健事業特別会計予算

(歳入歳出の総額をそれぞれ 1,609 千円とした予算) 対前年度比 90.7% の減、15,798 千円の減。

◆議案第 25 号 平成 22 年度 美波町住宅改良資金貸付特別会計予算

(歳入歳出の総額をそれぞれ 1,844 千円とした予算) 対前年度比 6.4% の減、127 千円の減。

◆議案第 26 号 平成 22 年度 美波町育英奨学金貸付事業特別会計予算

(歳入歳出の総額をそれぞれ 18,600 千円とした予算) 対前年度比 22.0% の増、3,361 千円の増。

◆議案第 27 号 平成 22 年度 美波町赤河内財産区特別会計予算

(歳入歳出の総額をそれぞれ 9,551 千円とした予算) 対前年度比 2.9% の減、289 千円の減。

◆議案第 28 号 平成 22 年度 美波町簡易水道事業特別会計予算

(歳入歳出の総額をそれぞれ 69,320 千円とした予算) 対前年度比 4.4% の減、3,255 千円の減。

◆議案第 29 号 平成 22 年度 美波町漁業集落排水事業特別会計予算

(歳入歳出の総額をそれぞれ 17,396 千円とした予算) 対前年度比 82.2% の減、80,466 千円の減。

志和岐地区の漁業集落環境整備事業が平成 21 年度に終末処理場工事など全て発注が終わり、平成 22 年度は繰越事業分の工事のみとなるため。

◆議案第 30 号 平成 22 年度 美波町公共下水道事業特別会計予算

(歳入歳出の総額をそれぞれ 300,026 千円とした予算) 対前年度比 41.1% の増、87,496 千円の増。

主なものは、マンホールポンプ工事及び平成 21 年度に債務負担行為をしている終末処理場の工事委託料の増。

◆議案第 31 号 平成 22 年度 美波町介護保険事業特別会計予算

(歳入歳出の総額をそれぞれ 1,231,024 千円とした予算) 対前年度比 3.8% の増、46,037 千円の増。

◆議案第 32 号 平成 22 年度 美波町国民健康保険阿部診療所特別会計予算

(歳入歳出の総額をそれぞれ 36,948 千円とした予算) 対前年度比 11.2% の減、4,681 千円の減。

◆議案第 33 号 平成 22 年度 美波町後期高齢者医療特別会計予算

(歳入歳出の総額をそれぞれ 144,891 千円とした予算) 対前年度比 27.2% の増、30,994 千円の増。

◆議案第 34 号 平成 22 年度 美波町水道事業会計予算

(収益的収入を 84,408 千円、収益的支出を 82,499 千円並びに資本的収入を 17,310 千円、資本的支出を 49,544 千円とした予算)

収益的支出で対前年度比 1.7% の減、1,435 千円の減。

資本的支出で対前年度比 32.9% の増、12,289 千円の増。

主に送配水管の移設に伴う工事費の増。

◆議案第 35 号 平成 22 年度 美波町病院事業会計予算

(収益的収入を 1,011,210 千円、収益的支出を 1,002,669 千円並びに資本的収入を 1,671 千円、資本的支出を 2,510 千円とした予算)

収益的支出で対前年度比 1.0% の減、10,891 千円の減。

資本的支出で対前年度比 15.0% の減、443 千円の減。

〈第 2 回臨時会の結果〉

【報告議案】

◆報告第 2 号 議会の委任による専決処分の報告について

◆専決第 1 号 日和佐小学校改築工事変更請負契約の締結について

【専決議案】

◆議案第 37 号 専決処分報告について

◆専決第 2 号 美波町税条例の一部を改正する条例の制定

◆専決第 3 号 美波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定

◆専決第 4 号 平成 21 年度 美波町一般会計補正予算 (第 6 号)

◆専決第 5 号 平成 21 年度 美波町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 5 号)

◆専決第 6 号 平成 21 年度 美波町老人保健事業特別会計補正予算 (第 2 号)

◆専決第 7 号 平成 21 年度 美波町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 4 号)

◆専決第 8 号 平成 21 年度 美波町漁業集落排水事業特別会計補正予算 (第 4 号)

- ◆専決第 9 号 平成 21 年度 美波町公共下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）
- ◆専決第 10 号 平成 21 年度 美波町介護保険事業特別会計補正予算（第 5 号）
- ◆専決第 11 号 平成 21 年度 美波町国民健康保険阿部診療所特別会計補正予算（第 3 号）
- ◆専決第 12 号 平成 21 年度 美波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）

【補正予算議案】

- ◆議案第 38 号 平成 22 年度 美波町一般会計補正予算（第 1 号）

総務産業建設委員会報告

3月12日(金)、委員会に付託された内容について、委員会を開催いたしました。

議案報告・説明の後、委員及び委員外議員から質疑がなされました。

主なものとしては、一般会計の補正予算、林道新設工事の工事請負金、一般会計当初予算、職員研修委託費、海洋資源開発のすじ青海苔の共同開発、公共下水道事業特別会計予算、下水道管理費・維持管理委託料の契約方法について、質疑がありました。

すべて原案のとおり、可決し閉会いたしました。

文教厚生委員会報告

3月15日(月)・16日(火)、委員会に付託された内容について、委員会を開催いたしました。

議案説明のあと、委員及び委員外議員から、質疑がなされました。

美波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、今後の対策についてはどのようにするか、住民周知について広報の利活用等の意見が出ました。討論がなされ、採決の結果、賛成多数で可決。

美波町宮櫛ヶ谷住宅の設置及び管理に関する条例の制定について、条例の条文に関する意見等が出ました。討論がなされ、採決の結果、賛成多数で可決。

一般会計当初予算について、職員の住宅手当、学校給食、社会教育費、老人福祉費、恩納村子ども会交流費について意見等が出ました。

美波町国民健康保険事業特別会計予算について、国保税のアップによる国保会計の動向、今後の対策について、意見等が出ました。

すべて原案のとおり、可決し閉会いたしました。

美波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

質問 一般会計から国保会計へ5,000万円の繰り入れがあるが、今後も不足となった場合順次繰り入れるのか。

答弁 本来、国保会計は国保税で賄うものだと考えている。今後については、慎重に考えていく。

質問 建設国保無資格加入者の新聞報道があったが、本町はいないのか。

答弁 現況は個々について把握できないが、加入段階で、実情はつかめる。今のところはない。

質問 負担割合、応益応能の割合の見直しはできないものか。

答弁 抜本的な制度改正を考えていく必要がある。

質問 独立採算制でいけないものか。

答弁 予防に力を入れて、医療費削減に努める。

討論の結果、賛成 5 反対 1 (可決)

美波町櫛ヶ谷住宅の設置及び管理に関する条例の制定について

質問 1から4の条件をすべて満たさないと入居資格がないということか。

答弁 すべて満たすことが条件となる。

質問 単身者はなぜ資格外となるのか。

答弁 公営住宅法で定められていて、現在のところ単身者は入居できない。

討論の結果、賛成 4 反対 2 (可決)

老人大学開校式



会議録の閲覧のご案内

会議録は、町議会における発言が記録されております。

町議会の定例会の会議録は、次の場所でご覧いただけます。

閲覧場所 ●美波町役場 窓口・議会事務局 ●由岐支所 窓口 ●日和佐公民館 ●日和佐図書資料館

閲覧可能な時間 平日 午前8時30分～午後5時

議会改革・広報特別委員会

委員紹介



委員長 寺下 博子



副委員長 向山 篤宏



委員 戎野 博



委員 北山 朝彦



委員 舛田 邦人

新議会となり、議会改革・広報特別委員会も新たなメンバー構成となりました。

これまで、「行政・議会情報の配信システムの構築に関する決議」・「議会中継配信システムの予算化」・「議会報告会」等、議員の皆さんの協力を得て、新たな試みを行ってきました。

しかし、住民の皆さんから付託を受けた議員でつくられる議会が、なすべき仕事を果たしているのか、住民の思いや意見を汲みあげられているのか、まだまだ開かれていない部分が多いと私たちは考えています。

今後も、開かれた議会を目指して、委員一同努力してまいりますので、幅広いご意見・ご感想をお寄せいただけたらと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

● 議会改革・広報特別委員会 ● (お問い合わせ・ご意見は TEL: 77-3630へ)